

工事写真（データ）の管理に関する注意

栃木市浄化槽設置補助金の交付申請を行った浄化槽工事の施工業者様へ

本事業は国の補助事業の指針に沿って実施するものです。

補助事業の実績報告書の作成に当たり、工事写真の撮り忘れやカメラの故障によるデータ消失等の相談が寄せられることがあります。工事写真の提出は補助金申請者の義務となっており、いかなる理由があっても写真の提出がない場合は、補助金の交付は困難となります。

また、浄化槽工事請負契約書（市ホームページに様式を掲載）において、浄化槽工事業者は発注者（補助金申請者）に対して、所定の書類及び工事写真を提出することが定められており、万が一不備があった場合は、契約違反（債務不履行）となります。

このことは発注者からの信頼を著しく損ねる行為になりますので、予期しない事態にも備えておくことが必要と考えられます。

以上の理由により、工事写真（データ）は非常に重要なものとなりますので、写真データの管理については、次のことを徹底してください。

デジタルカメラで撮影した場合

写真撮影後は、写真データをカメラ内の記録メディア（SDカード等）入れたままにせず、パソコン等にデータを移動し、バックアップをとる。

または、複数箇所にデータを保存（安全なクラウドストレージへの保存等）しておく。

※撮影当日にカメラが故障する可能性も否定できないため、携帯電話のカメラでも撮影しておくなど、複数のカメラで撮影することが対策として有効です。

アナログカメラで撮影した場合

写真撮影後は、早急に現像し厳重に管理する。

（撮影後のフィルムは保存環境により劣化する恐れがあるため、デジタル化することが望ましい。）

その他

- ・ 工事の着手に当たっては、予め「栃木市浄化槽設置補助事業【施工時留意事項・写真の撮り方】」（市ホームページに掲載）を熟読の上、工事写真をはじめとする浄化槽施工検査表等の必要書類の作成及び提出をお願いします。
- ・ 浄化槽工事は、補助事業の該当の有無にかかわらず、浄化槽法のほか関係する法律・規則等に従って行うことが必要です。また、工事後の手続き等についても浄化槽工事業者として責務を全うするよう併せてお願いします。

※参考として、浄化槽工事の技術上の基準及び栃木市浄化槽指導要綱を裏面に記載します。

浄化槽工事の技術上の基準（令和2年12月23日改正）

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第四条第三項及び第五条第一項の規定に基づき、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令を次のように定める。

（浄化槽工事の技術上の基準）

第一条 浄化槽法（以下「法」という。）第四条第五項の規定による浄化槽工事の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 浄化槽工事に用いる図面及び仕様書に基づいて行うこと。
- 二 浄化槽が法第四条第二項に規定する浄化槽の構造基準に適合するように行うこと。
- 三 浄化槽に損傷等が生じないように行うこと。
- 四 工事開始に当たっては、浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分把握し、適切な施工に努めること。
- 五 根切り工事、山留め工事等は、次に定めるところにより行うこと。
- イ 建築物その他の工作物に近接して行う場合においては、あらかじめ、当該工作物の傾斜、倒壊等を防止するために必要な措置を講ずること。
- ロ 地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管等を損壊しないように行うこと。
- ハ 根切り工事を行う場合においては、当該根切り工事の深さ並びに地層及び地下水の状況に応じて、あらかじめ、山留めの設置等、地盤の崩壊を防止するために必要な措置を講ずること。
- ニ 埋戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。
- ホ 法第十三条第一項又は第二項の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。
- 六 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。
- 七 基礎の状況等に関する記録を作成すること。
- 八 コンクリートの打込みは、打上がり均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。
- 九 地下水等の状況に応じて、浄化槽の浮上りを防止するために必要な措置を講ずること。
- 十 沈殿室又は沈殿槽のホッパーの表面は、必要に応じて、沈殿作用に支障が生じることのないように仕上げを行うこと。
- 十一 接触材、ばつ気装置等を浄化槽に固定する場合においては、ばつ気、かくはん流、振動等によりその機能に支障が生じることのないように行うこと。
- 十二 越流ぜきの調整が必要な場合においては、越流量が均等になるように調整すること。
- 十三 浄化槽内において配管が貫通する部分は、必要に応じて、仕上げを行うこと。
- 十四 電気設備については、接地等が適切に行われ、安全上及び機能上の支障がないことを確認すること。
- 十五 ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。
- 十六 工事現場における浄化槽工事に使用する材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと。
- 十七 工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講ずること。

栃木市浄化槽指導要綱（抜粋）

（浄化槽関係業者の責務）

第6条 次に掲げる浄化槽関係業者は、浄化槽の設置等に当たっては、関係法令及びこの訓令を遵守するとともに、次の事項を行うものとする。

（2）浄化槽工事業者

- ア 浄化槽の普及促進に努めること。
- イ 浄化槽管理者に対して当該浄化槽の使用及び維持管理の方法等について周知すること。
- ウ 浄化槽管理者から法第7条の規定による設置後の水質検査に係る手続の委託を受けること。
- エ 浄化槽工事の完了後速やかに、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽保守点検業者に、使用開始直前の保守点検の実施時期について連絡し、かつ、使用開始直前の保守点検に立ち会うこと。
- オ 浄化槽の工事を完了した場合は、浄化槽工事完了報告書（別記様式第6号）2部を浄化槽協会の支部を経由して市長に提出すること。
- カ 浄化槽使用開始報告書を浄化槽管理者に代行して市長に提出すること。